

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成19年1月25日(2007.1.25)

【公開番号】特開2002-249994(P2002-249994A)

【公開日】平成14年9月6日(2002.9.6)

【出願番号】特願2001-44280(P2001-44280)

【国際特許分類】

D 2 1 H	11/00	(2006.01)
A 4 7 K	10/16	(2006.01)
D 2 1 H	27/00	(2006.01)
D 2 1 H	27/30	(2006.01)

【F I】

D 2 1 H	11/00	
A 4 7 K	10/16	A
A 4 7 K	10/16	C
D 2 1 H	27/00	F
D 2 1 H	27/30	B

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月1日(2006.12.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項3】N B K P および L B K P を原料パルプの主体とし、N B K P : L B K P の比が、10:90~70:30である請求項1または2に記載の衛生薄葉用紙。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

他方、近年では、ティッシュペーパーの購入時における持ち運びの便利さや、意匠性の観点から、収納枚数を減じないで、収納箱の厚さを薄くする努力がなされている。この場合、製品を購入し開口部を開封し、ティッシュペーパーのスリットからの初期の取り出し時においては、いま取り出そうとするティッシュペーパーと内部のティッシュペーパー束との間の隙間が小さく、取り出しに際しティッシュペーパーがやぶけてしまう虞が大きくなる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

<請求項3記載の発明>

N B K P および L B K P を原料パルプの主体とし、N B K P : L B K P の比が、10:90~70:30である請求項1または2に記載の衛生薄葉用紙。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 2 1

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 2 1】

ここで、本発明の実施の形態にかかるティッシュペーパーは、収納箱の高さを薄くした収納箱、たとえば従来コンパクトタイプで65mmであった箱の高さをたとえば50±2mmと薄くした収納箱に、収めて使用するのに特に好適である。この場合、一般的な収納箱への収め方に従って、使用時の引き出し方向が前記横方向となるように収めるのが望ましい。